

平成27年(ワ)第169号 公正裁判請求権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 国

答 弁 書

平成27年9月2日

宮崎地方裁判所民事第1部合議係 御中


被告指定代理人

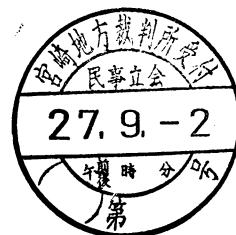
〒880-8513 宮崎市別府町1番1号

宮崎地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電話 0985-22-5302)

(FAX 0985-20-3700)

上席訟務官	向	原	裕	司	
訟務官	盛	武	美	智	子
訟務官	日	高			剛



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
と
を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「不法行為1 口頭弁論の不作為」について

(1) 「1」について

平成27年2月25日（「平成27年2月26日」は誤記と思われる。）午後1時30分に宮崎地方裁判所延岡支部（以下「延岡支部」という。）において、延岡支部平成25年（ワ）第137号表現の自由及び参政権侵害事件（以下「延岡支部137号事件」という。）の第6回口頭弁論期日が開かれ、同日、同事件の審理を担当した延岡支部塚原聡裁判長裁判官（以下「塚原裁判長」という。）が弁論終結したことは認め、その余は否認する。

原告は、同口頭弁論期日において、同月24日付け弁論書を陳述しており、塚原裁判長が、原告に対して発言の機会を一度も与えていないことはなく、原告の主張は、事実と異なる。

(2) 「2」について

平成27年1月9日付け期日呼出状が原告に送付されたことは認め、その余は否認ないし争う。

期日呼出状の送付は、裁判長ではなく担当書記官がしたものであり、塚原裁判長が延岡支部137号事件の第6回口頭弁論期日において原告に発言の

機会を与えなかったこともない。

(3) 「3」について

原告が、延岡支部に対し、平成27年2月24日付け「裁判請求書」を提出し、同文書には延岡市の不法行為についての裁判を求める旨の記載があったこと、塚原裁判長が同月25日に開かれた延岡支部137号事件の第6回口頭弁論期日において、同請求書の内容等に言及することなく弁論終了したことは認め、その余は否認ないし争う。なお、原告は、上記文書を上記口頭弁論期日で陳述していない。

(4) 「4」について

上記(3)と同様、平成27年2月25日に延岡支部137号事件の口頭弁論が終了したことは認め、その余は否認ないし争う。

(5) 「5」について

否認ないし争う。

(6) 「6」について

延岡支部が、原告に対し、延岡支部137号の第6回口頭弁論期日に係る呼出しをしたことは認め、その余は否認ないし争う。

(7) 「7」について

否認ないし争う。

(8) 「8」について

民事訴訟法（以下「民訴法」という。）87条1項に、「当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。」と規定されていることは認め、その余は争う。

2 「不法行為2 裁判拒絶、訴の修正の不当却下」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」について

延岡支部が、原告の延岡支部137号事件において求めた訴えの追加的変更について、新たな別個の訴えとして、その口頭弁論期日を指定しなかったことは認め、その余は争う。

訴えの変更がその要件を欠くと認める場合、裁判所は、申立て又は職権によりその変更を許さない旨の決定をしなければならず（民訴法143条4項）、従来請求についての審理を続行することとなる。

訴えの変更を許さない旨の決定は、新請求についてはその審級では審判しないことを宣言する中間的裁判であって、同決定は訴訟指揮的裁判で、これによって直ちに新請求の係属が消滅させられるのではなく、この決定を前提として従来請求について終局判決をするときに、同時に新請求についての訴えを却下する裁判をも包含した全部判決がなされたものとして、その確定によりはじめて新請求が係属しなかったことになるのであり、従来請求に係る終局判決に対して控訴の提起があった場合に、控訴審で原審がした訴えの変更を許さない決定を不当と認めたときは、明示的又は黙示的に原決定を取り消し、控訴審において訴えの変更がなされた場合と同様に新請求に係る訴えの審理をすることができ、場合により事実審を第一審のみですませることを不当であると認めれば、事件を第一審に差し戻すことが適当であると解されている（秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ」197ないし199ページ、兼子一ほか「条解民事訴訟法〔第2版〕」836及び837ページ）。

このように、当該審級における終局判決前に訴えの変更を許さない決定をした場合、その新請求に係る訴えが別個に提起されたものとして裁判所が取り扱うことを予定しておらず、裁判所において新請求に係る訴訟手続として別個に進行すべき義務もない。

(3) 「3」について

原告が、平成26年5月17日付け期日指定申立書を提出し、手続の進行

を求めたことは認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「4ないし6」について

認める。

(5) 「7」について

認める。

(6) 「8ないし10」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは、認否の限りでない。

(7) 「11」について

延岡支部137号事件における相被告であった延岡市（以下「延岡市」という。）が、平成25年12月11日に開かれた第1回口頭弁論期日に欠席し、答弁書を提出していなかったこと、延岡支部が、同期日において第2回口頭弁論期日を平成26年2月26日に指定したこと、延岡市がその後に提出した答弁書が、同日に開かれた第2回口頭弁論期日において陳述されたこと、原告は、同口頭弁論期日で同答弁書が陳述される前に、同年2月25日付け「求裁判状訂正書」を提出していたこと、延岡支部は、同「求裁判状訂正書」に基づく原告の訴えの変更について、同年5月7日に開かれた第3回口頭弁論期日において、訴えの変更はこれを許さないとの決定をしたことは認め、その余は否認又は争う。

(8) 「12」について

民事訴訟規則（以下「民訴規則」という。）60条2項により、訴え提起があつたときは、裁判長は30日以内に期日を指定しなければならないと規定されていること、延岡支部は、「求裁判状訂正書」による原告の訴えの変更申立てを許さないとの決定をその提出から2週間以上経過した時期にしたことは認め、その余は争う。

(9) 「13」について

原告の平成26年2月25日付け「求裁判状訂正書」の提出（同月26日

提出) から、延岡市の同年4月11日付け「訴えの変更不許の決定を求める申立書」の提出(同月12日提出)までの期間が45日間(「46日」は誤記と思われる。)であったこと、原告の同年5月1日付け「弁論書」の提出(同月2日提出)から、延岡市の同年6月4日付け「訴えの変更不許の決定を求める申立書」の提出(同日提出)までの期間が33日間であったことは認め、その余は争う。

(10) 「14」について

争う。

3 「不法行為3 裁判拒絶」について

(1) 「15」について

原告の平成26年5月17日付け期日指定申立書中に、「訴えの変更が許されないとされる部分については、民訴法133条規定の訴えの提起とみなされる(憲法32条, 民訴法2条, 市民的政治的権理国際規約14条)ので、民訴法139条及び民訴規則60条の規定により、速やかに口頭弁論期日の指定を求める。」との記載があったこと、延岡支部が別個に口頭弁論期日を指定しなかったことは認め、その余は否認又は争う。

延岡支部が、訴えの変更申立てを却下した後、期日を指定しなかった理由は、前記2(2)のとおりであり、原告の同年2月25日付け「求裁判状訂正書」に基づく訴えの変更は、第3回口頭弁論期日(同年5月7日)において訴えの変更を許さない旨の決定がなされ、同期日において原告に告知され、同年5月1日付け「弁論書」に基づく訴えの変更は、第4回口頭弁論期日(同年6月11日)において、訴えの変更を許さない旨の決定がなされ、同期日において原告に告知されたのであり、いずれも速やかに告知されていた。

(2) 「16」について

原告が、平成26年5月5日付け(「平成26年6月5日付け」は誤記と思われる。)「抗告状」を宮崎地方裁判所延岡支部に提出したこと、同抗告

状は、3か月以上福岡高等裁判所宮崎支部に送付されなかったことは認め、その余は争う。

宮崎地方裁判所延岡支部は、平成26年9月10日付けで、同抗告状は、不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるとして民訴法331条本文、同法287条1項により抗告を却下する決定を行った。

(3) 「17」について

延岡支部137号事件について、平成26年2月26日（「2月25日」は誤記と思われる。）から30日以内、同年5月7日（「5月1日」は誤記と思われる。）から30日以内に口頭弁論期日が指定されなかったことは認め、その余は争う。

なお、民訴規則60条1項、2項は、第1回口頭弁論期日についての規定であり、続行期日に関する規定ではない。

4 「不法行為4 公正裁判請求権侵害、不当期日指定」について

(1) 「1」について

塚原裁判長が、延岡支部137号事件の平成26年6月11日午後1時30分の第4回口頭弁論期日において、原告が7月1日から8月末までは差し支えである旨述べたことを認識した上で、第6回口頭弁論期日を7月9日に指定したことは認め、その余は争う。

(2) 「2」について

原告が、延岡支部に対して平成26年7月2日に出国した旨を連絡したこと、塚原裁判長が、延岡支部平成25年（ワ）第36号事件（以下「延岡支部36号事件」という。）の審理に当たり、同事件の証人尋問期日を原告に対する事前確認をすることなく同年10月2日に指定したことは認め、その余は争う。

(3) 「3」について

認める。

(4) 「4」について

塚原裁判長が、平成26年7月9日、延岡支部137号事件の第5回口頭弁論期日において、第6回口頭弁論の期日を同年10月1日に指定するに当たり、原告に対して事前確認をしておらず、当日出頭した延岡市の意見を踏まえて指定したことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、裁判所は、期日指定にあたって、必ずしも当事者双方の都合を聞く必要はない（民訴規則93条1項）。

(5) 「5」について

認める。

なお、期日変更の申立てがあるにもかかわらず、裁判所が当該期日を開始したときは、申立ての却下とその告知があったと解される（最高裁昭和32年12月24日第三小法廷判決・裁判集民事29号617ページ）。

(6) 「6」について

争う。

5 「不法行為4-5 談合期日、対審公開不作為」について

(1) 「7」について

平成26年7月9日に延岡支部137号事件の第5回口頭弁論期日が開かれたことは認め、その余は争う。ただし、同口頭弁論期日は延期された。

(2) 「8」について

延岡支部137号事件について、平成26年7月9日の期日に延岡市のみ出頭したことは認め、その余は争う。

(3) 「9」について

原告の内心を述べるものであり、認否の限りではない。

6 「不法行為5 違法送達 居所を知らずに行った書留送達」について

(1) 「10」について

延岡支部の担当書記官が、原告に対し、平成26年7月24日、期日呼出状及び延岡市の同年7月2日付け訴えの変更不許の決定を求める申立書副本等を、原告の住所地に特別送達したこと、これが未達であったため、同年8月12日、書留郵便の方法により送達したことは認める（甲第1号証）。

(2) 「11」について

延岡支部の担当書記官が、平成26年7月24日、原告に対し呼出状等を特別送達したことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、上記特別送達は、受取人不在で返送されたことから、担当書記官は、同年8月12日、原告宛てに上記呼出状等を延岡郵便局の書留郵便に付し、同日、原告宛てに封書で民訴規則44条の通知を行ったものである。原告は、同年7月1日から同年8月31日まで海外旅行のため不在である旨裁判所に通知していたが、補充送達（民訴法106条1項）の可能性もあったもので、上記送達は有効である。

(3) 「12」について

民訴法104条には当事者が送達場所を指定することができる旨規定されていること、原告が海外旅行中であることを届け出たにもかかわらず、原告の住所に特別送達したこと、民訴法107条による書留郵便送達は民訴法106条の規定により送達できない場合に付すことができることは認め、その余は争う。

(4) 「13」について

通知書に「不利益を受けることがありますので、必ずお受け取りください。」と記載されていること、特別送達及び書留による送達を行ったことは認め、その余は争う。

(5) 「14」について

民訴規則83条1項に「当事者は、準備書面について、第79条（準備書面）第1項の期間をおいて、直送をしなければならない。」と規定されてい

ることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、同条は、準備書面の直送を定めたものであるが、民訴規則47条4項では、当事者が直送しなければならない書類について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付（準備書面については送達又は送付）を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる旨規定されており、必ずしも準備書面を直送する必要はない。

(6) 「15」について

否認ないし争う。

延岡支部137号事件の送達費用は、特別送達費用として1390円、付郵便送達費用として830円、民訴規則44条通知費用として82円である。

7 「不法行為6 調書異議についての裁判不作為、調書不記載」について

(1) 「16」について

原告が延岡支部に対して数次にわたり調書の記載に関する異議申立てに係る書面を提出したこと及び延岡支部が調書の訂正をしなかったことは認め、その余は否認する。

調書の記載について当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調書にその旨を記載しなければならないとされるにとどまり（民訴法160条2項）、当該期日を主宰した裁判所が当該調書異議が正当か否かを判断するところ、調書異議が正当と認められるときは、裁判所書記官に対して変更が命ぜられ（裁判所法60条5項）、調書の訂正がなされるが、異議を正当と認めないときは、異議申立てがされた旨が調書に記載されるにとどまり、異議申立てに対する却下決定がされることはない。

本件で、裁判所は、原告の調書異議を正当と認めないと判断し、裁判所書記官に調書の記載の変更を命じなかったものである。

(2) 「17」について

否認ないし争う。

原告は、延岡支部36号事件において、平成25年12月16日付け「第3回口頭弁論調書異議状」と題する書面、同日付け「第4回口頭弁論調書異議状」と題する書面、同日付け「第5回口頭弁論調書異議状」と題する書面、同日付け「第6回口頭弁論調書異議状」と題する書面をそれぞれ提出し、同日、裁判所書記官は、異議申立てがなされた各口頭弁論調書に、原告から調書異議が申し立てられた旨を付記している。

また、原告は、同事件において、平成26年6月4日付け「第7回口頭弁論調書異議」と題する書面、同月5日付け「第7回口頭弁論調書異議」と題する書面を提出し、これらの書面は、第8回口頭弁論期日において、原告が陳述したことが同口頭弁論調書に記載されている。

原告は、延岡支部平成25年(ワ)第130号(以下「延岡支部130号事件」という。)において、平成25年12月8日付け「第一回口頭弁論調書異議状」と題する書面、平成26年3月1日付け「第二回口頭弁論調書異議」と題する書面、同日付け「第三回口頭弁論調書異議」と題する書面、同月17日付け「第三回口頭弁論調書異議2」と題する書面をそれぞれ提出し、裁判所書記官は、異議申立てがなされた各口頭弁論調書に、原告から調書異議が申し立てられた旨を付記している。

なお、実務上、調書異議に関する申立てが口頭弁論期日でなされた場合には、当該口頭弁論調書にその旨を記載する方法と、異議申立てがなされた旨を当該異議の対象となった調書に付記する方法があり、必ずしも原告が主張するように、当該異議の対象となった調書に記載しなければならないものではない。

(3) 「12」について

原告の調書異議に対して、審尋しなかったことは認め、その余は争う。

前記(1)のとおり、延岡支部は、原告の調書異議を正当と認めないと判断し、裁判所書記官に調書の記載の変更を命じなかったものである。

8 「不法行為7 弁論の自由の侵害」について

原告は、延岡支部137号事件の口頭弁論期日を指していると思われるところ、原告が、平成26年6月11日の第4回口頭弁論期日において、同月3日付け「弁論書」中、1ページの4項ないし6項、3ページの27項、31項及び32項を除いて陳述したことは認め、その余は争う。

塚原裁判長は、同口頭弁論期日において、原告の同年5月1日付け「弁論書」に基づく訴えの変更のうち、6ページの不法行為3-2、同3-3、同3-4に係るもの、21ページの不法行為18-2に係るものについては、これを許さない決定をしたところ、原告の同年6月3日付け「弁論書」のうち、1ページの4項ないし6項、3ページの27項、31項及び32項は、上記決定により訴えの変更を許さないとされた部分に関する主張であったため、塚原裁判長は、訴訟指揮権に基づき当該部分の陳述を制限したものである。

9 「不法行為8 証拠検証の不作为、悪を匿う不法行為」について

(1) 「14」について

認める。

塚原裁判長は、平成26年5月7日、延岡支部137号事件の第3回口頭弁論期日において、原告が延岡市の提出した証拠書類の原本照合を求めたことから、十分な時間を与えて原本照合させたが、原告が同作業を終えなかったことから、照合作業の終了を指示した。

(2) 「15」について

原告の平成26年6月3日付け「第三回口頭弁論調書異議」と題する書面の中で、「原告は、次回期日に証拠検証の継続を求める。」との記載があることは認め、その余は後記(3)のとおり否認する。

(3) 「16」について

平成26年6月11日、延岡支部137号事件の第4回口頭弁論期日において、原告が、延岡市から第3回口頭弁論期日に提出されたすべての証拠書類について、確認時間が不足していたとの理由から、原本照合作業を再度行いたい旨を求めたことは認め、その余は否認する。

塚原裁判長は、同期日において、原告に対し、延岡市が提出する証拠書類について更に原本照合作業を継続する理由及びその必要性について記載した書面を提出するよう指示した。

(4) 「17」について

原告が、書記官室において延岡市の提出した証拠の閲覧を求めたこと、延岡支部が、これを拒否したことは認め、その余は否認する。

(5) 「18」について

塚原裁判長が、平成27年2月25日、延岡支部137号事件の第6回口頭弁論期日において弁論を終結したこと、原告が、延岡市の第3回口頭弁論期日に提出した全ての証拠書類に係る原本照合作業を再度行う機会を与えられなかったことは認め、その余は否認ないし争う。

上記(3)のとおり、塚原裁判長は、再度の原本照合を求めた原告に対し、原本照合を再度行う理由及びその必要性を書面で明らかにするよう指示していたが、原告は同指示に従わず、その理由等を明らかにしなかった。

(6) 「19」について

争う。

10 「不法行為9 裁判官の不独立、偏僻従属」について

(1) 「1」について

争う。

(2) 「2」について

平成26年に太田敬司裁判長と川瀬孝史判事補が転勤したことは認め、そ

の余は争う。

(3) 「3」について

争う。

(4) 「4」について

原告が、裁判官の忌避申立てをしたことは認め、その余は争う。

なお、上記忌避申立ては、平成26年4月16日に却下された。

(5) 「5」について

原告の平成26年10月21日付け塚原裁判長に対する忌避申立書により同月22日に延岡支部130号事件の審理から塚原裁判長を忌避する旨の申立てがされたこと、塚原裁判長が、同日、同申立てを却下する決定をし、同決定につき原告に対してファクシミリで通知したこと、塚原裁判長が、同日に延岡支部130号事件の判決を言い渡したことは認め、その余は争う。

ところで、訴訟の遅延のみを目的としてされた忌避申立てについては、忌避権の濫用として、訴訟運営を主宰する責任を委ねられている裁判官が手続裁量として、簡易却下することが可能であると解され（大阪高裁昭和36年6月20日決定・下民集12巻6号1400ページ、東京高裁昭和39年1月決定・下民集15巻1号4ページ参照）、忌避の申立てが濫用に当たると解される場合、民訴法26条の適用はなく、訴訟手続は停止しないものと解されているから（仙台高裁昭和51年11月12日決定・判例タイムズ347号198ページ参照）、原告の忌避申立てを却下し、即日、その基本事件である延岡支部130号事件に係る判決をしたことに違法はない。

(6) 「6」について

延岡支部130号事件について、平成26年3月末に裁判官が交代することを事前に当事者に予告しなかったこと、原告が口頭弁論再開申立書を提出し、延岡支部がこれに応じなかったことは認め、その余は争う。

(7) 「7」ないし「12」について

争う。

(8) 「13」について

塚原裁判長が、延岡支部36号事件，同130号事件，同137号事件，宮崎地方裁判所延岡支部平成25年（ワ）第147号事件（以下「延岡支部147号事件」という。）の審理を担当した裁判官の一人であることは認め、その余は争う。

11 「不法行為10 書記官の偏併従属」について

(1) 「1」について

原告が、延岡支部36号事件の原告であること、延岡支部横山亜由美書記官（以下「横山書記官」という。）が、同事件を担当していたこと、平成25年10月24日午後1時30分の口頭弁論期日に証人尋問が予定されていたが、被告代理人の求めに基づいて同証人の採用が取消しとなったこと、同取消しが口頭弁論期日の開始後に原告に告知されたことは認め、その余は否認ないし争う。

延岡支部36号事件の平成25年10月24日午後1時30分の口頭弁論期日において尋問が予定されていた証人については、同月23日頃に同事件の被告代理人から原告の主張整理不備を理由に証人の採用取消しの申入れがされたほか、同月24日の口頭弁論期日において改めて同代理人から証人採用取消しの申出がされたことから、延岡支部が同期日においてその採用を取り消し、その旨を原告に告知したものである。

(2) 「2」について

延岡支部36号事件において、平成25年11月28日、同日付け被告第2準備書面が、口頭弁論期日当日の朝に提出されたこと、横山書記官は、同日午前10時57分頃に同準備書面を原告に対して交付送達したことは認め、その余は争う。なお、横山書記官が交付送達を選択したのは、同送達が確実であると考えたことによる。

(3) 「3」について

平成26年5月7日付け被告第4準備書面が期日当日に提出され、横山書記官が、同日14時過ぎに同準備書面を交付送達したこと、被告に対して民訴規則83条の規定による直送を求めなかったことは認め、その余は争う。

(4) 「4」について

認める。

(5) 「5」について

延岡支部147号事件において、廣中久書記官（以下「廣中書記官」という。）が、口頭弁論期日の朝にファクシミリにより原告が準備書面を提出した際、被告である国に電話で連絡し、同準備書面をファクシミリで送付したことがあることは認め、その余は争う。

(6) 「6」について

争う。

12 「不法行為11 裁判官の不独立、偏併従属」について

(1) 「1」ないし「3」について

争う。

(2) 「4」について

認める。

(3) 「5」ないし「11」について

否認ないし争う。

13 「不法行為11-5 除斥申立の無視不法行為、違法判決」について

(1) 「12」について

原告が、宮崎地方裁判所平成25年（行ウ）第6号事件（以下「宮崎地裁6号事件」という。）について、平成25年12月24日付けで第1回口頭弁論調書異議を提出したこと、平成26年2月21日の第2回口頭弁論において、弁論終結したことは認め、その余は争う。

- (2) 「13」について
争う。

14 「不法行為12 書記官のFAX謄写不作為」について

- (1) 「1」及び「2」について
認める。

なお、担当書記官は、原告に対し、口頭弁論調書の送付依頼をファクシミリで申し出ることにはできないので、同調書の謄本交付申請あるいは記録の謄写申請をするよう促した（民訴法91条）。

- (2) 「3」及び「4」について
認める。

- (3) 「5」ないし「7」について
認める。

- (4) 「8」について
許可通知が虚偽であることは否認し、その余は認める。

- (5) 「9」及び「10」について
認める。

- (6) 「11」について
争う。

- (7) 「12」について
原告が、謄写拒否理由の法的根拠の提示を求めたことは認め、その余は否認ないし争う。

宮崎地方裁判所平成25年（行ウ）第6号事件（以下「宮崎地裁6号事件」という。）を担当した同裁判所佐藤正善書記官（以下「佐藤書記官」という。）は、原告から、口頭弁論調書の謄写申請が許可された場合には、同調書をファクシミリで送付するよう求められたことから、原告に対し、同裁判所における謄写に係る具体的な事務手続を説明した上で、裁判所書記官に対してフ

ァクシミリにより送付するよう依頼することはできない旨を回答した。

(8) 「13」ないし「20」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは認否の限りでない。

(9) 「21」について

当事者の準備書面等について、裁判所が当事者に対してファクシミリ送付する場合があること（民訴規則47条）は認め、その余は争う。

(10) 「22」について

原告が、延岡支部に提出した訴状が、宮崎地方裁判所（本庁）に回付され宮崎地裁6号事件として審理されたことは認め、その余は争う。

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則1条は、行政事件訴訟に係る事件に関する事務を支部で取り扱うことができる事務から除外しており、行政事件訴訟に係る事件に関する事務を延岡支部で行うことができないことから、延岡支部は同事件を宮崎地方裁判所に回付したものである。

(11) 「23」及び「24」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは認否の限りでない。

(12) 「25」について

原告が、「異議申立理由を構成する必要がある」と、謄写した口頭弁論調書のファクシミリ送付の必要性を異議申立書に記載していたことは認め、その余は争う。

(13) 「26」及び「27」について

争う。

(14) 「28」について

当事者は、調書異議申立権を行使するため、調書の内容を確認する機会が与えなければならないことは認め、その余は争う。

(15) 「29」について

担当書記官が、謄写した口頭弁論調書をファクシミリで送付することを拒

否したこと、原告から申請のあった口頭弁論調書の閲覧謄写申請に対する許可（3月24日に原告に対して許可通知している。）が、原告が異議状と500円の収入印紙を提出した3月8日より後であったことは認め、その余は争う。

15 「不法行為13 訴訟記録の閲覧拒否」について

(1) 「1」について

認める。ただし、問合せがあった時刻は不知。

(2) 「2」について

認める。

(3) 「3」について

認める。ただし、詳細な時刻は不明であるが午後11時ではない。

(4) 「4」について

認める。

(5) 「5」について

不知。

(6) 「6」及び「7」について

認める。

(7) 「8」について

認める。

ただし、原告の閲覧申請が許可され、謄写申請については許可されなかった旨の通知をしたのは、平成27年1月30日に原告が当庁を訪れた際が正しい。また、記録整理の関係で、この日は原審及び当審の判決書のみを閲覧させた。

(8) 「9及び10」について

認める。

(9) 「11」について

認める。

(10) 「12」について

原告から連絡があったことは認め、その余は不知。

(11) 「13」について

おおむね認める。

ただし、上告理由書については別個に申請する必要がある旨を伝えたものであること、「上告許可申立書」なるものは不明であり、同書面の存否を回答したことはない。

(12) 「14」ないし「17」について

おおむね認める。ただし、原告が異議を述べた際の詳細な発言内容については不知。

本件の閲覧申請に対する措置が公文書改ざんに当たると主張する点は争う。

(13) 「18」について

閲覧させなかったことは認める。

(14) 「19」及び「20」について

争う。

(15) 「21」について

民訴法92条に秘密保護のための記録の閲覧等の制限が規定されていることは認め、その余は争う。

(16) 「22」について

判決文の謄写を認めなかったことは認め、その余は原告の意見であり、認否の限りでない。

(17) 「23」ないし「27」について

原告の意見であり、認否の限りでない。

16 「不法行為14 特別送達濫用加害行為、職権濫用」について

(1) 「1」について

認める。

ただし、原告への特別送達の到着日については不知。

(2) 「2」について

否認する。

平成26年9月2日発送に係る特別送達郵便物に貼付した郵便切手は、以下の3通合計で3284円である。

① 平成26年(行セ)第2号(1072円)

② 平成26年(行ス)第2号(1082円)

③ 平成26年(ラ)第41号(1130円)

(3) 「3」について

不知。

(4) 「4」について

否認ないし争う。

(5) 「5」について

認める。

ただし、原告への特別送達の到着日については不知。

(6) 「6」について

否認する。

掲記の特別送達郵便物に貼付した郵便切手は、以下の4通合計で4318円である。

① 平成26年(ラク)第34号, 同(ラ許)第22号(1082円)

② 平成26年(ラク)第35号, 同(ラ許)第23号(1082円)

③ 平成26年(行セ)第5号, 同(行ハ)第3号(1082円)

④ 平成26年(行ハ)第2号(1072円)

(7) 「7」について

不知。

(8) 「8」について

否認ないし争う。

(9) 「9」ないし「11」について

認める。

(10) 「12」について

認める。ただし、時期は不知。

(11) 「13」について

おおむね認める。ただし、原告への特別送達の到着日は不知。

なお、発送日は、以下のとおりである。

① 12月18日付け，平成26年（ラ）第89号（1082円）

② 12月18日付け，平成26年（ラ）第90号（1082円）

③ 12月18日付け，平成26年（ラ）第94号（1082円）

④ 12月18日付け，平成26年（ラ）第93号（1082円）

(12) 「14」について

前段については，おおむね認める。ただし，時期は不知であり，その余は否認ないし争う。

後段については，郵便物の事件番号等の特定がなされておらず，認否不能であるが，平成27年1月から3月までの間，4通以上の特別送達がなされ，それらに貼付された郵便切手が合計すると5370円を超えていたことは認め，その余は争う。

(13) 「15」ないし「17」について

争う。

(14) 「18」について

原告の意見であり，認否の限りでない。

(15) 「19」について

争う。

17 「不法行為15 送達費用の過剰高額化による裁判請求権の抑圧侵害」について

(1) 「1」ないし「4」について

原告の意見であり，認否の限りでない。

(2) 「5」及び「6」について

争う。

(3) 「7」ないし「11」について

原告の意見であり，認否の限りでない。

18 「不法行為16 特別抗告の不法却下」について

事件番号の記載がなく，特定不能であるが，平成26年（ラ）第54号（同（ラク）第35号，（ラ許）第23号）と解して認否する。

(1) 「1」について

不知。

(2) 「2」及び「3」について

認める。

(3) 「4」について

決定書に原告が指摘する記載があることは認める。

(4) 「5」について

決定書に原告が指摘する記載があることは認める。

(5) 「6」について

争う。

(6) 「7」について

第1文ないし第3文（「憲法32条に」から「信義則違反である。」まで）は否認ないし争う。

第4文（「抗告人が」から「9月15日である。（平成26年（ク）第1

209号記録)まで)は不知。

(7) 「8」及び「9」について

不知。

(8) 「10」について

争う。

(9) 「11」について

不知。

(10) 「12」について

原告の意見であり、認否の限りではない。

(11) 「13」について

争う。

(12) 「14」及び「15」について

原告の意見であり、認否の限りでない。

(13) 「16」について

決定書にそのようなことが記載されていることについては認め、その余は争う。

なお、許可抗告申立てについても提出期限を徒過しているものであったが、書面記載の内容にわたって福岡高等裁判所宮崎支部の裁判体が判断したものである。

(14) 「17」ないし「35」について

原告の意見であり、認否の限りでない。

19 「不法行為17 再審請求の不法却下」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」ないし「4」について

争う。

20 「不法行為18 印紙代の不正請求」について

(1) 「1」について

認める。

ただし、原告が、記録の閲覧謄写申請をしたのは延岡支部平成26年(ワ)第39号事件(「延岡支部39号事件」という。)が正しく、福岡高等裁判所宮崎支部平成26年(ク)第1209号は、後記(3)のとおり延岡支部39号事件について、裁判長がした訴状却下命令に係る福岡高等裁判所宮崎支部の抗告棄却決定についてした特別抗告事件の事件番号である。

(2) 「2」及び「3」について

認める。

(3) 「4」ないし「6」について

原告が、延岡支部39号事件について再審請求をしていたこと、延岡支部36号事件が係属中であつたことは認め、その余は争う。

延岡支部は、延岡支部39号事件について、平成26年6月20日に訴状却下命令をし、原告は、同命令について、福岡高等裁判所宮崎支部に抗告を提起した。同支部は、同年7月31日、同抗告を棄却する決定をし、原告は、同決定について、最高裁判所に特別抗告を提起したが、最高裁判所は、同年12月15日、同特別抗告を却下する決定をした。

原告は、上記却下決定について、平成27年1月9日、最高裁判所に準再審請求をした。

原告は、延岡支部39号事件の事件記録の閲覧謄写を申請した同年2月5日当時、最高裁判所に上記準再審事件が係属中であり、延岡支部36号事件も係属中であるから、その事件記録の閲覧申請には、民事訴訟費用等に関する法律7条別表第2第1項による手数料(以下「本件手数料」という。)は不要であつたと主張する。しかし、延岡支部39号事件に係る特別抗告却下決定についての準再審請求により、延岡支部39号事件の終了効が妨げられ

ているものではないから、延岡支部39号事件に係る閲覧謄写申請に対して、本件手数料を徴収したことに違法はない。

21 「不法行為19 FAX抗告状の不法却下」について

(1) 「1」について

認める。

ただし、「提出した」とする部分は「ファクシミリ送信した」が正しい。

(2) 「2」について

認める。

(3) 「3」ないし「24」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは、認否の限りでない。

22 「不法行為20 違憲審査請求権の侵害 平成26年(ク)第288号」について

(1) 「1」及び「2」について

掲記事件の各調書(決定)に、原告の引用に係る記載があることは認める。

(2) 「3」ないし「11」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは、認否の限りでない。

23 「不法行為20-2 裁判官押印のない違法決定書」について

(1) 「12」について

民訴規則50条に原告が指摘する記載があることは認め、その余は原告が指摘する決定書が不明であるため、不知。

(2) 「13」について

掲記の各甲号証の最高裁の決定に裁判官の押印がないことは認め、その余は争う。なお、いずれの決定も、民訴規則50条の2による調書決定である。

(3) 「14」について

不知。記載内容からは事件が特定し得ない。

(4) 「15」について

掲記の判例に原告の引用に係る記載があることは認める。

(5) 「16」について

争う。

24 「不法行為21 不法抗告不許可行為」について

(1) 「1」について

認める。

ただし、不許可決定であり、却下決定ではない。

(2) 「2」ないし「7」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは、認否の限りでない。

25 「不法行為22 抗告許可申立の不法却下」について

(1) 「1」について

認める。

ただし、不許可決定であり、却下決定ではない。

(2) 「2」ないし「7」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは、認否の限りでない。

26 「不法行為23 不法期日指定」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」ないし「8」について

争う。なお、原告の意見にわたるものは、認否の限りでない。

27 「根本不法行為 法定基準外の裁判サービスレベル」について

原告の意見であり、認否の限りでない。

28 「原告の損害」について

争う。

29 「裁判請求書53ページ上から5行目から最後まで」「終わりに」から「改善しなければならない。」まで) について

原告の意見であり，認否の限りでない。

第3 被告の主張

1 はじめに

原告の主張は必ずしも明らかではないが，原告は，自らが当事者として関わった宮崎地方裁判所，宮崎地方裁判所延岡支部，福岡高等裁判所宮崎支部及び最高裁判所における訴訟事件等（以下「本件訴訟事件等」という。）における裁判官の行為（訴訟指揮，判断）あるいは裁判所書記官の事務手続に，民訴法又は民訴規則に反する違法があり，これにより精神的苦痛損害を受けたとして，被告国に憲法17条，民法709条あるいは国家賠償法（以下「国賠法」という。）に基づき，その損害（合計824万3160円）のうち10万円の賠償及びこれに対する不法行為日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるようである（国賠法は，憲法17条の規定を受けて制定されたものであり，一般法である民法の特別法の性格を持つことになるから，原告が国賠法に基づく損害賠償請求を求めているものと解する。）。

しかし，本件において，裁判官あるいは裁判所書記官の行為について，国賠法上の違法は何ら存在しないから，被告が損害賠償責任を負う余地はない。

2 裁判官の職務行為に違法はないこと

(1) 国賠法1条1項にいう「違法」とは，国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに，国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずる旨規定したものであるところ，公権力の行使主体たる公務員が，通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公権力を行使した場合，国賠法1条1項の適用上違法と評価されることとなる（最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ，最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。

取り分け、裁判官の行為の違法性については、争訟の裁判は、独立した裁判権を有し、かつ、独立した裁判を行う職責を負う裁判官の職務行為であることに鑑みると、裁判官がした争訟の裁判につき職務上の義務違反があるととして国賠法上の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判に裁判手続上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使し、又は行使しなかったと認め得るような特別の事情があることを必要とすると解されている（最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329ページ）。

(2) この点、原告は、「不法行為1」ないし「不法行為9」（裁判請求書2ないし11ページ）、「不法行為11」及び「不法行為11-5」（同12ないし14ページ）、「不法行為16」及び「不法行為17」（同26ないし35ページ）、「不法行為19」ないし「不法行為23」（同35ないし47ページ）において、本件訴訟事件等を担当した裁判官らの職務行為等に、違法があった旨を主張しているが、いずれも民訴法あるいは民訴規則を正解しない独自の見解であって、主張自体失当といわざるを得ず、裁判官の職務行為に何ら職務上の法的義務違反はない。

3 裁判所書記官の事務処理に違法はないこと

(1) 裁判所書記官は、裁判所に置かれる単独の国家機関で、その独立した権限として、事件記録などの書類の作成、保管、公証その他の法定の事務を掌り（裁判所法60条1項、2項）、民訴法上、口頭弁論その他の期日の審理について調書を作成し、判決原本その他の記録を保管し、記録の閲覧、謄写を許可したり、公証事務として訴訟上の事項の証明書交付、書類の送達事務のほか、執行文付与、訴訟費用額の確定処分、支払督促の発付・却下処分などの職務権限が与えられている。

(2) 原告は、「不法行為5」（裁判請求書7及び8ページ）、「不法行為10」（同

12ページ),「不法行為12」ないし「不法行為15」(同14ないし26ページ),「不法行為18」(同35ページ)等において,本件訴訟事件等を担当した裁判所書記官らの行った職務行為に違法があった旨を主張しているが,前記2と同様,いずれも民訴法あるいは民訴規則を正解しない独自の見解であって,主張自体失当といわざるを得ず,各裁判所書記官らの職務行為等について,何ら職務上の法的義務違反はない。

第4 結語

以上のとおり,原告の請求に理由がないことは明らかであるから,速やかに棄却されるべきである。

附属書類

指定書

1通